

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シマノ			コード	7309
提出日	2022/3/10	異動（予定）日	2022/3/30		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	一條和生	社外取締役	○												○		有
2	勝丸充啓	社外取締役	○												○		有
3	榊原定征	社外取締役	○									△					有
4	野末佳奈子	社外監査役	○												○		有
5	橋本敏彦	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		国際企業戦略を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づきアドバイスや意見をいただくなど、社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
2		長年法務省及び検察庁において要職を歴任され現在は弁護士として活躍中であります。同氏の検察官及び法律家としての豊富な経験と専門的な知識に基づきアドバイスや意見をいただくなど、社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
3	独立役員として届け出ております社外取締役の榊原定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社及び会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間には取引がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	国際的な企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行を行っていただくため、社外取締役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 同氏が過去に取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社との間には同社製品を購入する取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同社の連結売上高に比して極めて僅少（1％未満）です。また、当社は、同氏が過去に会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会に対して会費の支払い等の取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同法人の経常収益に比して極めて僅少（1％未満）です。よって、同氏は「主要な取引先の業務執行者」には該当しないものと判断され、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
4		弁護士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
5		税理士として専門的見地より、当社の業務執行に対する適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しております。また、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

4. 補足説明

当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上を保有する者）又はその業務執行者（※1）である者 2. 当社を主要な取引先（※2）とする者又はその業務執行者である者 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者 5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2％を超える団体に所属する者） 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者 7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2％を超える団体の業務執行者である者） 8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族 10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族 11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族 12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者 13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。 ※1「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。 ①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員 ②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者 ③使用人 ※2「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2％を超える場合をいう。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。